

智頭町の魅力をまるごと体感！

人とまちに出会う癒しの郷 森林セラピーと民泊体験ツアー

(石谷家住宅入場券付き)

民泊 / Minpaku



体験 / Experience

Forest Therapy



森林セラピー



石谷家住宅 / Ishitani Residence

もりりんも
持っているよー

旅行代金 (1室2~4名)

大人 18,600円 (補助金差引額 10,000円)
 小学生 11,600円 (補助金差引額 3,000円)
 2歳~未就学児 10,600円 (補助金差引額 2,000円)
 1歳以下 無料

掲載の写真はイメージです

参加対象：鳥取県在住者 ※小学生未満のお子様連れの場合はご相談ください

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

東武トップツアーズ株式会社 鳥取支店

鳥取県鳥取市浦安2-159久本ビル6階 営業日/平日(土・日・祝は休業日) 営業時間/9:30~17:30

【イベント企画】

智頭町森林セラピー推進協議会

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

(智頭町山村再生課内)

【後援】智頭町・一般社団法人智頭町観光協会・一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団・智頭町森のガイドの会・智頭町民泊協議会

森林セラピーや民泊体験を通して、智頭町で癒しの郷の魅力を体感しましょう！

開催日

①11月13日(土)～14日(日) ②11月20日(土)～21日(日)

当日のスケジュール

※大雨警報以上の荒天の場合は中止しますが、それ以外は雨の中の森歩きを楽しみます

【1日目(土)】※各自移動
13:00 智頭町総合案内所集合
(受付後、各自セラピーロードへ移動)
13:30～16:00 森林セラピー体験
(体験終了後、各自民泊家庭へ移動)
16:30～ 民泊体験
【2日目(日)】
7:30頃 各民泊にて朝食
9:00頃 各自解散～石谷家住宅などお楽しみください～

<宿泊及び食事>

- ・食事の回数：夕食1回、朝食1回
- ・利用予定民泊体験施設
ちづの宿油屋、ちづの宿みのり、ちづの宿米井、ちづの宿自然の家、ちづの宿紺屋、ちづの宿OTSUBO、ちづの宿本綾木、ちづの宿せせらぎ、ちづの宿穂の花、ちづの宿好慈、ちづの宿ももちゃん、ちづの宿せんせいげんの家、ちづの宿小林、ちづの宿さかや、ちづの宿にし森、ちづの宿たてみち、ちづの宿山中茶舗、ちづの宿えとせとら、ちづの宿先前、ちづの宿青山荘
- ・部屋タイプ：和室(部屋にバス・トイレはありません)

<森林セラピー>

- ・ガイド1名につき、4名までご案内します(1歳以下は含みません)
- ・小学生以下のお子様は、保護者様の目から離さないよう注意をお願いいたします(ベビーカーの利用はご遠慮願います)
- ・動きやすい服装

<民泊体験>

- ・1施設4名まで受け入れ可能です(乳児含む)
- ・アレルギーは対応できない場合もございます

<添乗員>

- ・同行いたしません(森林セラピーはガイドが同行します)

<新型コロナウイルス感染拡大防止のためお願い>

- ・旅行中の移動は各自でお願いします
- ・当日体調が悪い場合、ご参加をお断りする場合がございます

参加者募集！(先着順)

募集人数：各12名(最少催行人員：各2名)

※小学生以下のみの申込はできません

<旅行中止の場合>体験予定日に改正鳥取県新型コロナウイルス警報が「智頭町」に発令されている場合は旅行を中止をします。

<旅行申込の中止>改正鳥取県新型コロナウイルス警報が発令されている市町村からの旅行申込は中止をします

※天候によりセラピー体験ができない場合は、智頭宿および石谷家住宅をご案内いたします
※お客様のご都合による取消は、補助金差引前のご旅行代金に対しての取消料がかかります

- ・ご旅行代金(1室2～4名、サービス料・税金を含む1人様当たりの料金です)
※智頭町から大人1人当たり8,600円の補助金が適用されます(100名まで)
大人18,600円(補助金差引後のお支払額 10,000円)
小学生11,600円(補助金差引後のお支払額 3,000円)
2歳～未就学児10,600円(補助金差引後のお支払額 2,000円)
1歳以下無料
 - ・民泊体験1人部屋利用追加代金8,000円
- <旅行代金に含まれるもの>森林セラピーガイド料、民泊体験費用(1泊2食)、石谷家住宅入場料 ※集合場所(智頭町)までの交通費は含まれません

<申込方法>

智頭町等のホームページの申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、東武トップツアーズ(株)鳥取支店までFAXにてお申込みください

※電話での申込は行っておりません

<申込期限>各出発日の14日前まで

※24時間受け付けていますが、営業時間外は、翌日の受付となります
※お申込み受領後、弊社より確定書面をお申込み代表者さまへ送付します。旅行代金は確定書面記載の期限までにお振込み願います

旅行条件<要約> 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は、東武トップツアーズ株式会社 鳥取支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面(クーポン類または最終日程表)ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. お申し込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。(2) お申込みの時点で旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(3) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. お申込金(お1人様につき) お申込金:ご旅行代金全額

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。

4. 旅行契約の解除

(1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2) お客様のご都合で既にお申込みのコースや出発日を取消され、新たに別のコースや出発日をお申込みになる場合、また、お申込人数から一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお1人様につき上記の取消料の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

5. このパンフレットは、2021年10月18日現在を基準としております。

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。 総合旅行業務取扱管理者/高橋良輔

【お申し込み・お問い合わせ】

東武トップツアーズ株式会社 鳥取支店

観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2-159 (久本ビル6階) TEL0857-23-2001 FAX0857-27-3327

営業日/平日(土・日・祝日は休業日) 営業時間/9:30～17:30



承認番号：西21-042